

10月1日導入の『軽自動車税・環境性能割』
身体等に障がいのある人及び社会福祉施設等に係る減免について

税制改正により、10月1日から軽自動車税に新たに「環境性能割」が導入され、10月1日以後の軽自動車の取得に対応して適用されます（制度の詳細は町広報誌8月号参照）。

囲、対象となる軽自動車、申請期限、対象となる施設等）に基づいて、北海道が事務を行います。要件については、現在の自動車取得税（都道府県税）の減免の要件に変更はありません。

身体等に障がいのある人のために使用する軽自

减免の対象となる軽自動車

- 次の軽自動車で、一定の要件を満たすものが対象です。

減免の申請先・お問い合わせ

申請先・お問い合わせ
先は、次のとおりです。
詳細の内容については、
北海道のホームページを
ご覧ください。

● 軽自動車の登録日の2か月後

1. 身体障害者手帳の交付を受けている人で一定の範囲の障がいを有する人
 2. 療育手帳の交付を受けている人
 3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

减免の対象となる人の範囲

- 身体等に障がいのある人で次の範囲の障がいを有する人（以下「身体障がい者の人」といいます。）が対象です。

動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により「軽自動車税・環境性能割」の減免を受けることができます。 詳細については次のとおりです。

札幌道税事務所自動車税部 【課税取扱庁】

札幌市北区北22条西2丁目
名寄道税事務所

801-654-1241

100

共済事業本部

FAX **2**
0 0
3 3
— —
6 6
7 7
3 3
1 1
— —
2 2
8 8
9 9
0 0

詳しくはホームページで
もご案内しております。



運転免許証更新時講習
(9月2日(日)から10月3日(木)まで)

名寄文化ヤンタ一會場

- 違反運転者講習(2時間)
10月3日(木)午後2時
9月2日(月)午後7時
 - 初回更新者講習(2時間)
9月9日(月)午後2時
 - 一般運転者講習(1時間)
9月9日(月)午後5時30分
9月12日(木)午後2時
10月3日(木)午後5時30分
 - 優良運転者講習(30分)
9月9日(月)午後1時
9月12日(木)午後1時
10月3日(木)午後7時

下川交通防犯センター会場

- ## ■優良運転者講習(30分) 9月5日(木)午後1時

りのない人は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部へお問い合わせください。